

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会



## 『本郷 三原堂』和菓子

昭和7年創業。本郷三丁目交差点の和菓子店として有名。「大学最中」はじめ地元に関わる様々な創作和菓子を楽しむ。

文京区本郷3-34-5 ☎03-3811-4489

営業時間：月・土 9:00~19:00、祝 10:00~18:00

休店日：日

## 『ゆしま 花月』かりんとう

風情ある下町の小さな店だが、かりんとうで広く知られる。あっさり上品な味わいで、贈答品にも喜ばれている。

文京区湯島3-39-6 ☎03-3831-9762

営業時間：9:30~18:00

休店日：日・祝



## CONTENTS

地域の婚活活性化による「少子化抑止」と未来づくり・・・ 2	エッセイスト&イベントプロデューサー 潮風 洋介
仙台中法人会女性部会と交流会を行う・・・ 3	東北復興支援・バス視察研修会 女性部会副会長 矢崎 花子
NHK2013年大河ドラマ「八重の桜」をご紹介・・・ 4~5	東北がんばれ! シリーズ2
法人会の活動・・・ 6~7	
公益法人移行PT委員長 故 中島 洋一 副会長を悼んで・・・ 8	会長 利根川 政明
公益社団法人 本郷法人会 第1回通常総会報告書 ・・・ 8~12	
税務署だより・・・ 13	
都税事務所だより・・・ 14	
事務局だより・・・ 15	

イラスト：ふるさと画家 上野啓太

引用：「食の文京ブランド100選 おいしゅうございまっぷ」より

※「食の文京ブランド100選」とは、区内商工団体が中心となって食生活ジャーナリストの岸朝子氏を委員長に「食の文京ブランド選考委員会」を設置。文京区内の優良な飲食店やお土産品店100店を推奨し、区内の地域活性化を図ることを目的としている。



NO. 445

平成24年7月号



# 仙台中法人会女性部会と交流会を行う 東北復興支援・バス視察研修会

女性部会副部会長 矢崎 花子

日時：平成24年6月3日(日)～4日(月)

参加者35名

## 【1日目】

本郷三丁目⇒首都高・東北自動車道⇒平泉前  
沢IC⇒平泉『中尊寺』(金色堂・本堂など)⇒昼  
食⇒毛越寺(車窓)⇒秋保温泉泊「ホテルニュー  
水戸屋」

## 【2日目】

秋保温泉⇒三  
陸道⇒石巻市内  
(地元ボランティア  
ガイドの説明)  
被災地視察、ボ  
ランティアガイ  
ドさんのお話を  
聴いている中に  
胸が痛み流され  
た跡地、半壊の  
建物など眺め涙  
が止まりません

でした。まだ、自動車など山積みのままでこれ  
からが、また大変な仕事かなと思います。亡く  
なられた方々に何とお悔やみを申したらよいか  
淋しい限りです。日本には活火山だけではな

く三つのプレートがひしめき合っていて何時も  
国土がぎしぎししているし、地震は多いし四季  
の変化も重なって地質学的には少々心配だと  
学者さんが話されていましたが覚悟はしておき  
たいものです。)昼食⇒石巻グランドホテル⇒  
松島／五大堂など(復興視察)お買物⇒塩釜多

賀城⇒仙台若  
林区(仙台中法  
人会交流会、お  
買物)鐘崎七夕  
館見学、会長さ  
んの説明をお聴  
きし伝統を守り  
続ける心意気の  
立派さに感心致  
しました。美味  
しいかまぼこを  
沢山買うことが  
出来ました。皆  
さん沢山のお土



産をお買いになり多少の支援になったと思いま  
す。⇒仙台東IC⇒東北自動車道⇒首都高⇒本  
郷到着 午後8時でした。

- 震災の 避難の人等 思う時 足を伸ばして 眠る幸せ
- 花いっぱい 心に染めて 生きよとて 抱きとめくるる 東北のやまやま

### ..... 矢崎副部会長が車中で詠む .....

- 泣いて笑って生きてきた あの山あの里懐かしい  
四季を愛してすこやかに 友情花咲く 法人会
- 悩みつきないこの世でも あの人の人素晴らしい  
互いの幸せ願いつつ 友情花咲け 法人会

# 八重の桜

【作】山本むつみ



「真面目で実直。我慢強い」今も昔も“会津人氣質”といえ、こう表現されるほど。会津藩出身で“幕末のジャンヌ・ダルク”そして“ハンサムウーマン”と呼ばれる新島八重。彼女の中にも、そんな会津人の精神が宿り、行動力の源になっていたのです。

## ■鉄砲を手にする前は幼なじみの祖母から裁縫の手ほどきも

戊辰戦争の際、女性ながら銃撃戦にも参加した新島八重。まさに“男まさり”という言葉がぴったりで、会津藩士の精神を持ち合わせていた彼女ですが、物心ついた時から砲術ばかりを教わっていたわけではありません。戊辰戦争で男装・断髪をして戦った八重の髪を切ったといわれる、幼なじみの高木時尾。家も近所だった彼女の祖母から、



▲八重手製の刺しゅう類 (同志社大学提供)

八重は裁縫を習っていました。女子は自分の祖母や母親から裁縫などを習うものですが、時尾の祖母は近所でも評判の腕前。八重は、幼なじみの日向ユキと一緒に時尾の祖母の元へ通い、裁縫の手ほどきを受けていました。



(同志社大学提供)



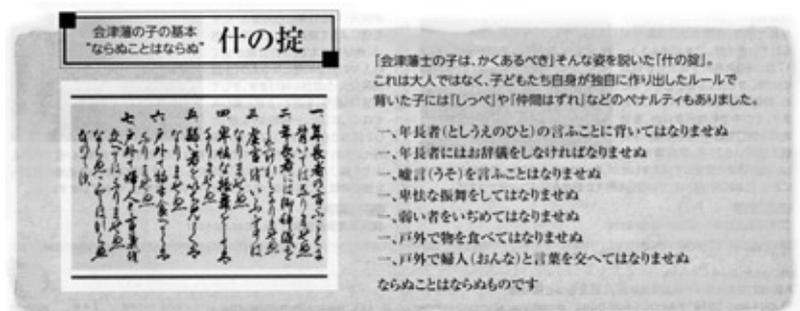
▲日新館で学ぶ子どもたち。彼らは入学以前に「仕の掟」で、会津藩の子としての心得を養っていました (同志社大学提供)

## ■『ならぬことはならぬ』 八重の心に息づく“会津藩士の精神”

裁縫の手ほどきを受けるも、徐々に家芸の砲術に興味を示していった八重。彼女の根底には、会津藩の子の基本である「仕の掟」がありました。

会津藩では10歳で日新館へ入学する以前に、同じ地区に住む6～9歳までの藩士の子どもたち(男子のみ)が10人前後のグループを結成。その集団を「仕」と呼び、

の中で守らなければならない決まりを定めたものが「仕の掟」でした。女子である八重は、通常「仕」に交ざることはできません。しかし、兄・覚馬や弟・三郎は「仕」に属し、日ごろから厳しい「仕の掟」を実践していました。それを知っていた八重。『ならぬことはならぬ』——彼女の心にも、“会津藩士の精神”が息づいていたに違いありません。





## 浜・中・会津 魅力いっぱい うつくしま!

福島県は、八重が生まれ育った「会津地方」、内陸部の「中通り」、海岸部の「浜通り」と、3つの地方に分けられます。今回ご紹介するのは、八重のふるさと・会津地方と中通りの二本松市・白河市。四季折々の豊かな表情をみせる大自然、長い歴史と伝統を誇る寺社仏閣など、見どころであふれています。みなさんも、そんな福島県の魅力に触れてみませんか?

### 会津藩校 日新館 (会津若松市)

会津

会津藩士の「武士道」を根付かせた 文武両教科を教授する総合学校

戊辰戦争により校舎は焼失しましたが、昭和62(1987)年に、会津藩校日新館として、完全復元されたのがこの施設です。

会津藩の子弟は、6才頃から「什の掟」という藩士としての心得を教え込まれました。そして、10歳になると日新館に入学します。成績優秀者は素読所(小学)、講釈所(大学)を経て、江戸や他藩への遊学が許されました。このことから、全国に数ある藩校の中でも屈指の教育機関であったといえます。



お問い合わせ

会津藩校 日新館 TEL:0242-75-2525

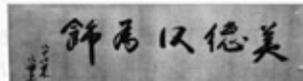
### 八重の書 (会津若松市)

会津

八重の心情を感じ取れる直筆の書

会津若松市内にある福島県立英高等学校(旧会津女子高等学校。明治26年開校)には新島八重(旧姓山本)の直筆の書が4点あり、80年以上も大切に保管されてきました。掛け軸が3点、扁額(横に長い額)が1点です。

掛け軸のひとつは「明日の夜は何国の誰かながむらん 慣れし御城に残す月影」という和歌です。これは、会津藩が降伏し、開城する前夜、皓々と輝く月に涙しながら、城壁に替で刻んだといわれる歌で、敗戦の悲しみがにじんでいます。また「美徳以爲飾(美徳を以て飾と為す)」の書は必見です。「私は美しい内面を飾りとして生きる」という八重のメッセージが強く感じられます。これらの書は、平成24年度の若松城天守閣郷土博物館で展示される予定です。



福島県立英高等学校所蔵

お問い合わせ

福島県観光交流局観光交流課 TEL:024-521-7398

### 飯盛山 (会津若松市)

会津

鶴ヶ城を見下ろし 時代の波にのまれた若者たちを偲ぶ

飯を盛ったような形であることが、名前の由来といわれています。戊辰戦争の際に、会津藩では藩士子弟の少年たちで白虎隊という部隊を結成。その中の土中二番隊が、戸ノ口原の戦いから撤退する際に飯盛山に逃れました。そして、鶴ヶ城周辺の武家屋敷等が燃えているのを落城と錯覚。茫然自失状態に陥った彼らが、集団自刃に及んだ地です。「白虎隊十九士の墓」には多くの観光客が訪れ、早すぎる死を悼む香煙が絶えません。



お問い合わせ

会津若松観光物産協会 TEL:0242-24-3000

### はにっ 土津神社 (猪苗代町)

会津

会津の礎を築いた初代藩主・保科正之の眠る場所

会津藩主松平氏の祖・保科正之(三代将軍家光の弟)を祀った神社で、会津藩主松平家の墓所。正之の没後、延宝3(1675)年に創建されました。神道を学び「土津」の称号を受け、その名を付けたといわれています。創建当初は、日光東照宮と並び称されるほど豪華なものでしたが、戊辰戦争の際に焼失。その後、社殿が再建されました。東の参道を登ると「奥の院」とよばれる正之の墓所があり、神社とともに会津藩主松平家墓所として国の史跡に指定されています。



お問い合わせ

猪苗代観光協会 TEL:0242-62-2048

### 二本松少年隊 (二本松市)

中通り

時代の渦に巻き込まれた 悲劇的少年隊

戊辰戦争で出陣した二本松藩の少年兵士部隊。会津では白虎隊が知られていますが、二本松でも12~17歳の60余名の少年たちが戦地に出陣しました。ふるさとを守るため、勇猛果敢に戦ったといわれています。中でも有名なのが、激戦地の大塚口で戦った砲術師範・木村銃太郎率いる25名。幕府軍では珍しい西洋砲術を駆使して挑みましたが、多くが戦死しました。供養塔が大隈寺にあり、二本松城(鶴ヶ城)では彼らを称えた群像を見ることが出来ます。



お問い合わせ

二本松観光協会 TEL:0243-55-5122

### 南湖公園 (白河市)

中通り

今も昔も変わらない 庶民の憩いの場

享保元(1801)年に白河藩主・松平定信によって築造された庭園。定信は、身分を越えて、この公園が全ての人々の憩いの場となるよう「土民共楽」という思想を掲げます。そして茶室「共楽亭」を建て、土民と楽しみを共にしました。一般的な「公園」として開放されたものとしては日本最古といわれています。湖を囲む松・桜などは、四季折々の美しい姿で訪れる人々を魅了しています。名物は「南湖だんご」。その歴史は古く、逃園に携わった当時の職人に振る舞われたことが、そのはじまりといわれています。



お問い合わせ

白河観光物産協会 TEL:0248-22-1147

お問い合わせ

「八重の桜」情報収集・PR体制整備事業 八重をもっと知り隊

TEL:024-995-3879 FAX:024-935-0042 e-mail:yae\_shiritai@leprojet.co.jp URL:www.yae-mottoshiritai.jp

八重の桜 キララ隊

検索



FUKUSHIMA  
CRAFT DESIGN

## 公益社団法人になり「第1回通常総会」を開催 記念講演会として“中小企業のための危機管理セミナー”を開く

第1回通常総会が5月21日(月)、午後3時30分より東京ガーデンパレス「高千穂の間」で開催された。総会は松尾総務委員長の司会で始まり、まず、物故会員に黙祷を捧げた後、定数報告がされ、今総会が有効に成立する旨を報告した。引き続き、利根川会長が「昨年は創立60周年記念事業が滞りなく開催でき感謝申し上げます。また、非常に残念なことですが、この度の公益法人移行PT委員長であった中島副会長がご逝去いたしました。本来であれば今総会で報告をして頂きたかったことが非常に悔やまれます。」とあいさつを述べた。続いて、会員増強功労者感謝状贈呈式が行われた後、定款により議長に利根川会長を選出、議事録署名人に渋谷鉦吉氏と増田稔氏を選出して、議事に入った。第1号議案「平成23年度収支決算報告」については熊谷財務委員長が議案書資料に基づき詳細な説明をした後、監査報告を川井専務理事が監事に代わり代読、議長が賛否を採ったところ挙手多数で異議のないことを確認し承認とした。また、平成23年度事業報告並びに平成24年度事業計画については大見副会長が報告、平成

24年度収支予算については熊谷財務委員長が報告した。これらは、いずれも4月10日開催の理事会で既に承認されていた事項。第2部記念講演会として、AIU保険会社の危機管理コンサルティング室長の永橋洋典氏による中小企業のための危機管理セミナーが同会場で行われた。



講師のAIU保険会社・危機管理コンサルティング室長の永橋洋典氏  
会員増強功労者表彰を受ける田中元浩青年部会長(左)



あいさつをする利根川会長

## “よくわかる!会社の数字”が 文京学院大学文京学院短期大学生涯学習センターと共催により開講 — 地域連携講座 —

地域連携講座「よくわかる!会社の数字」が5月8日(火)、午後7時から文京学院大学文京学院短期大学生涯学習センターのセミナールームで開講した。この講座は4回シリーズで講師の上岡史郎先生(文京学院短期大学講師)より、売上高と費用・損益分岐点の基礎知識・貸借対照表と損益計算書の基礎知識・キャッシュフロー計算書の基礎知識・具体的企業の財務分析を学ぶ講座で最終回に出席優秀者に修了書が交付される。



講師の上岡史郎先生

## 第1回源泉基礎講座 月々の源泉徴収事務を学ぶ

第1回源泉基礎講座が4月19日(木)、午後2時より本郷税務署大会議室で開催され、「月々の源泉徴収事務」について赤川上席調査官より源泉徴収制度の仕組みや源泉徴収の対象となる所得の種類また、源泉徴収をする時期について原則(現実に源泉徴収の対象となる所得を支払う時で、これらの所得を支払うことが確定していても、現実に支払われなければ源泉

徴収をする必要がないこと)や特例について解説された。最後に税額表による税額の求め方や退職所得の税額の求め方と解説を行った。



講師の赤川上席調査官が分かり易く解説

## 女性部会第41回・青年部会第37回 通常総会を開催 全議案が原案通り承認される 特別講演会として「現代の婚活事情」を聴く

女性部会(松沼部会長)と青年部会(田中部会長)の通常総会が4月19日(木)午後2時と午後4時45分から東京ガーデンパレスに於いてそれぞれ開催され、全議案が原案どおり承認された。また、特別講演会として「現代の婚活事情」について、エッセイスト&イベントプロデューサーの潮風 洋介 氏から今まで開催したユニークな婚活話(ジョギング婚活などや、パーティーでは男性より女性の方が積極的)などの話また、潮

風氏から参加者に対して、どのような婚活をしましたかの問いに対し、相手を町内会長から推薦されたが結婚式まで誰だか分からなかったという驚いた回答もあった。

なお、今回は潮風 洋介氏より地域の婚活活性化による「少子化抑止」と未来づくりをテーマにご寄稿(p.2掲載)頂きました。



講師のエッセイスト  
潮風 洋介氏

## 第1回常任理事会を開催 《増強月間に向け協議》

第1回常任理事会が6月26日(火)、午後4時よりホテル江戸屋で開催された。会は松尾総務委員長の司会で始まり定数報告に続き、議事録署名人に富永秀実氏と加藤高身氏を選出して議事に入った。また、議長は定款により利根川会長を選出した。議案の第1号から第9号までが各委員長及び川井専務理事が資料に基づき詳細に説明をした後、議長が異議の無い事を確認し全て原案通り承認された。

また、来年は役員改選期にあたる為、各支部長(旧・ブロック長)に対し会員増強月間に向け

た支部会の開催と理事及び幹事の役員構成を要請し午後5時35分終了した。



慎重審議される役員方

## 公益法人移行 PT 委員長 故 中島 洋一 副会長を悼んで

会 長 利根川 政明

去る、5月22日護国寺に於いて中島副会長の社葬が執り行われ多数の法人会員の皆様にご会葬賜り厚く御礼申し上げます。中島副会長とは40年来のお付き合いをさせて頂き、地元湯島で共に育ち、2歳年下の小生を温かく指導、励まして頂き亡き吉田光之(第4代青年部会長)さんと共に青年部会の発展に汗を流し、青年部会「全国大会」にはいつも一緒に出掛けたい思い出が昨日のようです。小生が会長に推挙され

ました時に、「利根さん俺が支えるから心配するな」と力強い励ましを頂き、会長職を務めさせて頂いてありますのも中島さんのお陰と感謝に堪えません。

また、新公益法人取得にはプロジェクトリーダーとしてチームを纏めて頂き、東京都より認定の連絡をお願いした時の笑顔は忘れられません。海をヨットを愛した中島さんのご冥福を心よりお祈り申し上げます。永い間お世話になりました。合掌

## 公益社団法人 本郷法人会 第1回通常総会報告書

### ■平成23年度 事業報告

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

#### ◆概況

当会は、「法人会の基本的方針」に則り、納税意識の向上、会員の研鑽、社会への貢献を図り、公益法人の使命を達成するため事業を展開して参りました。

特に、本年は、新公益法人への対応を最重点課題と位置付け「公益認定法人」を目指す活動を展開するとともに、創立60周年の節目を迎える記念すべき年であることから、これを契機に法人会の本来の目的・使命を再確認し、「税」に関する活動の充実に努め、地域社会への貢献活動を積極的に推進致しました。

その中で特筆すべき事業は次のとおりです。

1. 平成23年12月22日、東京都公益認定委員会に於いて当会を公益社団法人として認定する事が適当とする答申が出され、平成24年3月21日、認定書の交付、同年4月1日、登記申請を行い、新たに公益社団法人 本郷法人会として発足することになりました。
2. 広報活動に於いては、会報の名称「税務ニュース ほうじん本郷」にふさわしい内容に見直しを図るとともに、区内の官公庁の施設、役員の会社などにも配布、会員以外の方にも読んでいただけるように努めました。  
また、ホームページにおいても内容を一新、各種事業の広報に注力し、広く会員以外の方に認知され、参加していただけるように働きかけました。
3. 小中学校の生徒を対象とする租税教育に於いては、青年部会・女性部会が中心となり、教材を作成・配布し、税に関心を持ってもらい、税の大切さを説明しました。  
特に青年部会は、講師育成講座を開催し、全員が講師経験を重ねるなど、仕事と社会貢献の両立に努力され、その実力は東法連のコンクールで第2位の評価を得ております。
4. 9月15日の創立60周年・社団化45周年記念式典は文京学院大学「仁愛ホール」で開催され、第1部で「はやぶさ」プロジェクトマネジャー川口淳一郎教授に「はやぶさ式思考法」をテーマに講演いただき、第2部も文京学院大学のソングリーディングダンスチームや吹奏楽部の公演を500名の参加者で盛り上げました。

懇親会は学生食堂で役職員の手作りで行われ、

200名を超える参加者が法人会の歴史を語り、交歓致しました。

#### 5. チャリティ寄席 女性部会の寄付活動

10月19日、恒例になりましたチャリティ寄席では、会員増強大会を第1部に270名の参加を得て開催し、会員に伝統芸能を鑑賞する時間を提供するとともに、来場者の協力で未使用のタオル、テレホンカード等の収集や、東日本大震災の義援金の募金活動を行いました。

また、女性部会は、東日本大震災に際し、友誼団体である仙台中法人会・女性部会に対し直接、お見舞いを行い義援金を手交するとともに、被災地の視察を行いました。

#### 6. 新入会員研修会

3月7日、入会3年未満の会員に対し、税制改正の研修会を行うと共に、法人会の組織、活動状況、福利厚生活動等の情報を提供し、役員紹介、会員同士のPR・情報提供を行ってもらい、新入会員同士の同期会を結成するなど、法人会の活性化を目的にした異業種交流会を実施致しました。

#### 7. 会員増強活動

平成23年度の会員増強活動は、本年も積極的に実施して参りましたが、厳しい、社会、経済情勢の中、依然として会員数の減少には歯止めがかかりません。

新規加入54社、退会121社(24年3月20日現在)の残念な成績になりました。

特にご支援いただきました朝日信用金庫、大同生命推進員の皆様には改めて感謝申し上げます。

#### 8. 定例研修会、地域貢献事業、会員の懇親事業等については、おおむね例年のとおり実施されましたが、環境の厳しさもあり、一部に事業の足踏みが見られました。

公益法人化に伴う次年度の活動が期待される所です。

\*会議及び研修会、説明会、講演会等については「付属明細書」に簡記した。

### ■平成24年度 事業計画

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

#### ◆はじめに

本郷法人会は、平成24年4月1日、新法人の設立登記を行い、「公益社団法人 本郷法人会」として生まれ変わりました。

当会が昭和25年1月に設立されて以来、60年以上の長きにわたり「税の Opiniオンリーダー」として「納税意識の向上」「税知識の普及」「会員の自己研鑽」「社会への貢献」等の基本方針のもと、公益法人としての使命を達成するために展開してきた、様々な事業活動が正しく評価された結果であると申し上げたいと思います。

一方で、今回の公益認定は、民による公益活動の担い手としての基礎的な必要条件が整ったと言うことに過ぎません。

当会としては、これまでの実績に加えて、法令の要求する、高い透明性と運営の自主性を満たし、かつ、規定された公益性の判断基準に沿った事業を展開することで、その社会的責任を果たしていくことが求められています。

第1期となる本年度は、法人会の原点である「税」に関する活動の充実と、地域社会における存在基盤の確立に努め、会活動の更なる活性化のため、会員の増強及び会財政に健全化に力を注ぎ、「地域社会からの高い評価とステータス」と言う公益法人としての評価を名実とも一体のものにすべく、役職員一丸となり鋭意努力して参る所存です。

『いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会』を益々大きく育てようではありませんか。

#### ◆基本方針

前提として、公益認定基準を継続的に充足していくことが重要になります。

すなわち、定款に従い「国政(税務行政)の健全な運営の確保」、もしくは「地域社会の健全な発展に貢献」することを主眼とし、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」事業を行うことです。

公益認定により、これまでの事業が様変わりすると言うことではありません。

会員企業並びに地域社会の発展に貢献しつつ、より一層、公益性の高い事業の構築に向けて、内容を精査し、参加対象者の拡大の方策、広報手段の多様化等を図る必要があります。

以上の点を踏まえ、今年度の重点施策は次のように決めました。

#### ◆重点事項

1. 税務行政への協力
2. 研修の充実
3. 広報活動の充実
4. 組織の強化と経営支援活動の推進
5. 事務運営体制の充実

#### ◆主な事業計画

##### 【I】税を巡る諸環境を整備するための事業

(公益目的事業1)

(定款第4条第1項第1号、第2号、第3号)

##### 1 税知識の普及を目的とする事業(公1-1)

- (1) 新設法人説明会
- (2) 決算法人説明会
- (3) 租税教室
- (4) 法人税基礎講座
- (5) 源泉基礎講座

##### 2 納税意識の高揚を目的とする事業(公1-2)

- (1) 税制講演会

- (2) 税の絵はがきコンクール

- (3) 地域イベント参加税金クイズ

- (4) ホームページ及び広報誌による税情報の発信

##### 3 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業(公1-3)

- (1) 法人会全国大会(税制改正の提言)

- (2) 女性フォーラム全国大会

- (3) 青年の集い全国大会

- (4) 税制アンケート

##### 【II】地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

(公益目的事業2)

(定款第4条第1項第4号)

##### 1 地域企業の健全な発展に資する事業(公2)

- (1) 法人会サロン

- (2) 源泉部会税務研修会

(公益目的事業3)

(定款第4条第1項第5号)

##### 2 地域社会への貢献を目的とする事業(公3)

- (1) 街の美化活動

- (2) チャリティ寄席

- (3) 福祉施設への未使用タオルの寄附

##### 【III】会員のための福利厚生事業(収益事業)

(定款第4条第1項第7号)

公益事業等を補完するための収益を得る事業。

会員の福利厚生制度を支援するための保険事業並びに企業保全体制を目的とした制度の普及促進を行う。

- (1) 簡易保険団体払込制度の集金事務

- (2) とうきょう共済(火災保険及び自動車保険)の普及促進

- (3) 生活習慣病健診の普及促進(財団法人全日本労働福祉協会)

##### 【IV】会員相互の新睦・異業種交流事業

(共益事業=その他事業)

(定款第4条第1項第6号)

会員の交流・福利厚生に資するための事業

- (1) 新年賀詞交歓会

- (2) 懇親会

- (3) 異業種交流会

- (4) 納税表彰祝賀会

- (5) 経営者大型保障制度の普及促進(案内・周知)

- (6) ビジネスガードの普及促進(案内・周知)

- (7) がん保険制度の普及促進(案内・周知)

- (8) 貸倒保障制度(取引信用保険)の普及促進(案内・周知)

- (9) 会員増強運動

極めて厳しい社会・経済状況の下、会員数の減少傾向が続いており、公益性拡大の観点からも、組織の強化・充実を図るため、会員増強月間を設けるとともに、退会防止に努めながら、全会一丸となった組織的な会員増強を図る。

##### 【V】管理関係

- (1) 規程の整備

- (2) 事務運営体制の充実

- (3) 公益法人としての意識の改革

◎紙面の都合で全てを掲載できませんでしたが、HPの情報公開をご覧ください。

■貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	306,353	774,817	-468,464
【流動資産合計】	306,353	774,817	-468,464
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産	5,000,000	5,000,000	0
【基本財産合計】	5,000,000	5,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	20,753,380	20,753,380	0
社会貢献活動引当資産	12,000,000	15,000,000	-3,000,000
周年行事引当資産	4,000,000	6,500,000	-2,500,000
周年行事引当資産 (女性部会)	0	1,000,000	-1,000,000
【特定資産合計】	36,753,380	43,253,380	-6,500,000
(3) その他固定資産			
什器備品	4	9,358	-9,354
電話加入権	115,000	115,000	0
敷金・保証金	480,400	480,400	0
【その他固定資産合計】	595,404	604,758	-9,354
【固定資産合計】	42,348,784	48,858,138	-6,509,354
【資産合計】	42,655,137	49,632,955	-6,977,818
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	318,116	277,434	40,682
法人税等引当金	70,000	400,000	-330,000
【流動負債合計】	388,116	677,434	-289,318
2. 固定負債			
退職給付引当金	20,753,380	20,753,380	0
【固定負債合計】	20,753,380	20,753,380	0
【負債合計】	21,141,496	21,430,814	-289,318
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
【指定正味財産合計】	0	0	0
2. 一般正味財産			
【一般正味財産合計】	21,513,641	28,202,141	-6,688,500
(うち特定資産への充当額)	-6,500,000	0	-6,500,000
【正味財産合計】	21,513,641	28,202,141	-6,688,500
【負債及び正味財産合計】	42,655,137	49,632,955	-6,977,818

■正味財産増減計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	当年度
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用収益	2,700
基本財産受取利息収益	2,700
特定資産運用収益	16,520
特定資産受取利息収益	16,520
会費収益	28,590,000
会員受取会費	28,590,000
事業収益	3,327,244
研修会事業収益	2,068,000
簡易保険取扱収益	907,354
健康保険取扱収益	351,890

受取補助金	13,272,200
全法連補助金	11,904,900
東法連補助金	1,367,300
受取負担金	2,419,000
青年部会負担金	560,000
女性部負担金	290,000
源泉部会負担金	324,000
総会等負担金	1,245,000
雑収益	1,820,870
受取利息収益	1,388
広告収益	75,502
雑収益	1,743,980
経常収益計	49,448,534
(2) 経常費用	
事業費	49,862,034
給料手当	21,426,313
特退共掛金	985,141
法定福利費	2,973,063
会議費	4,804,988
旅費交通費	933,184
通信費	1,958,427
減価償却費	5,940
消耗品費	683,180
印刷製本費	4,370,173
水道光熱費	223,500
賃借料	3,950,212
保険料	554,425
諸謝金	1,549,603
租税公課	64,663
負担金	1,344,631
リース料	346,768
新聞図書費	84,391
支払手数料	1,762,810
雑費	1,840,622
管理費	6,203,071
給料手当	3,060,901
特退共掛金	140,734
法定福利費	424,723
会議費	543,157
旅費交通費	125,961
通信費	262,561
減価償却費	1,485
消耗品費	54,363
印刷製本費	384,023
水道光熱費	55,874
賃借料	611,520
保険料	79,203
諸謝金	146,900
租税公課	9,237
負担金	68,254
リース料	49,538
新聞図書費	12,055
支払手数料	109,645
雑費	62,937
経常費用計	56,065,105
当期経常増減額	-6,616,571
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
固定資産除却損	1,929
経常外費用計	1,929

当期経常外増減額	-1,929
税引前当期一般正味財産増減額	-6,618,500
法人税住民税及び事業税	70,000
当期一般正味財産増減額	-6,688,500
一般正味財産期首残高	28,202,141
一般正味財産期末残高	21,513,641
Ⅱ 正味財産期末残高	21,513,641

「公益法人会計基準の運用方針」(平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会) 附則に従い、前事業年度の数値の記載を省略している。

以上のとおり会計報告いたします。

平成24年5月2日

公益社団法人 本郷法人会 会長 利根川 政明

決算書類を監査の結果、適法にしてかつ誤りのないことを認めます。

平成24年5月8日

公益社団法人 本郷法人会 監事 寺島 敬二  
監事 松谷 豪  
監事 松原 一雄

### ■平成24年度 正味財産増減予算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	本年度予算	前年度予算	増減
<b>I. 一般正味財産増減の部</b>			
<b>i. 経常増減の部</b>			
<b>(i) 経常収益</b>			
1. 特定資産運用益	10,000	100,000	△ 90,000
(1) 特定資産受取利息	10,000	100,000	△ 90,000
(2) 特定資産受取賃借料	-	-	-
2. 受取会費	29,360,000	29,000,000	360,000
(1) 正会員受取会費	29,000,000	29,000,000	-
(2) 特別会員受取会費	-	-	-
(3) 賛助会員受取会費	360,000	-	360,000
3. 事業収益	4,400,000	2,800,000	1,600,000
(1) 研修会事業収益	2,500,000	1,500,000	1,000,000
(2) 全法連保険推進事業収益	-	-	-
(3) 簡易保険取扱収益	900,000	900,000	-
(4) その他事業収益	1,000,000	400,000	600,000
4. 受取補助金	12,363,900	12,932,200	△ 568,300
(1) 全法連補助金	11,438,200	11,804,900	△ 366,700
(2) 都道府県補助金	925,700	1,127,300	△ 201,600
(3) 全法連助成金振替額	-	-	-
(4) 都道府県連助成金	-	-	-
5. 受取負担金	2,650,000	2,053,000	597,000
(1) 青年部会負担金	600,000	560,000	40,000
(2) 女性部会負担金	150,000	145,000	5,000
(3) 源泉部会負担金	400,000	348,000	52,000
(4) 総会等負担金	1,500,000	1,000,000	500,000
(5) 支部負担金	-	-	-
6. 雑収益	1,615,000	1,338,000	277,000
(1) 受取利息	15,000	18,000	△ 3,000
(2) 広告料収益	600,000	600,000	-
(2) 雑収益	1,000,000	720,000	280,000
<b>経常収益計</b>	<b>50,398,900</b>	<b>48,223,200</b>	<b>2,175,700</b>
<b>(ii) 経常費用</b>			
1. 公益目的事業	36,451,565	34,522,307	1,929,258
役員報酬	-	-	-
給料手当	17,679,000	17,750,000	△ 71,000
臨時雇賃金	-	-	-
退職給付費用	213,000	213,000	-
福利厚生費	3,053,000	2,612,800	440,200
旅費交通費	986,000	334,200	651,800

通信運搬費	1,760,500	1,028,115	732,385
減価償却費	-	-	-
消耗什器備品費	71,000	-	71,000
消耗品費	1,245,000	1,065,510	179,490
修繕費	-	-	-
印刷製本費	3,156,500	2,000,500	1,156,000
燃料費	-	-	-
光熱水料費	142,000	193,500	△ 51,500
賃借料	2,445,000	2,559,225	△ 114,225
事務所管理費	96,750	-	96,750
会場費	1,130,000	-	1,130,000
保険料	21,300	390,500	△ 369,200
諸謝金	2,154,000	3,922,222	△ 1,768,222
租税公課	71,000	106,500	△ 35,500
会議費	699,000	812,600	△ 113,600
委託費	400,000	129,000	271,000
事務委託費	-	-	-
支払負担金	612,500	185,000	427,500
支払寄付金	30,000	-	30,000
渉外慶弔費	-	-	-
諸会費	-	-	-
支払利息	-	-	-
広告宣伝費	14,200	-	14,200
リース料	-	710,000	△ 710,000
新聞図書費	-	35,500	△ 35,500
表彰費	81,000	-	81,000
支払手数料	35,815	240,000	△ 204,185
雑費	355,000	234,135	120,865
<b>2. 収益事業等</b>	<b>10,286,750</b>	<b>11,570,530</b>	<b>△ 1,283,780</b>
役員報酬	-	-	-
給料手当	4,108,500	4,125,000	△ 16,500
臨時雇賃金	-	-	-
退職給付費用	49,500	49,500	-
福利厚生費	709,500	607,200	102,300
旅費交通費	749,000	69,300	679,700
通信運搬費	49,500	208,500	△ 159,000
減価償却費	-	-	-
消耗什器備品費	16,500	-	16,500
消耗品費	192,500	97,500	95,000
修繕費	-	-	-
印刷製本費	24,750	33,000	△ 8,250
燃料費	-	-	-
光熱水料費	33,000	46,500	△ 13,500
賃借料	582,500	676,675	△ 94,175
事務所管理費	23,250	-	23,250
会場費	100,000	-	100,000
保険料	4,950	90,750	△ 85,800
諸謝金	200,000	105,000	95,000
租税公課	16,500	24,750	△ 8,250
会議費	3,155,000	5,111,800	△ 1,956,800
委託費	-	31,000	△ 31,000
事務委託費	-	-	-
支払負担金	61,250	-	61,250
支払寄付金	-	-	-
渉外慶弔費	-	-	-
諸会費	-	-	-
支払利息	-	-	-
広告宣伝費	3,300	-	3,300
リース料	-	165,000	△ 165,000
新聞図書費	-	8,250	△ 8,250
表彰費	116,500	-	116,500
支払手数料	8,250	16,500	△ 8,250
雑費	82,500	104,305	△ 21,805
<b>3. 管理費</b>	<b>5,747,500</b>	<b>7,346,175</b>	<b>△ 1,598,675</b>
役員報酬	-	-	-
給料手当	3,112,500	3,125,000	△ 12,500
臨時雇賃金	-	-	-
退職給付費用	37,500	37,500	-
福利厚生費	537,500	460,000	77,500
旅費交通費	75,000	87,500	△ 12,500
通信運搬費	37,500	296,500	△ 259,000
減価償却費	-	-	-
消耗什器備品費	12,500	-	12,500

消耗品費	87,500	62,500	25,000
修繕費	-	-	-
印刷製本費	38,750	25,000	13,750
燃料費	-	-	-
光熱水料費	25,000	60,000	△ 35,000
賃借料	672,500	1,295,500	△ 623,000
事務所管理費	30,000	-	30,000
会場費	10,000	-	10,000
保険料	3,750	68,750	△ 65,000
諸謝金	-	-	-
租税公課	12,500	18,750	△ 6,250
会議費	570,000	1,167,650	△ 597,650
委託費	-	40,000	△ 40,000
事務委託費	-	-	-
支払負担金	281,250	226,000	55,250
支払寄付金	-	-	-
渉外慶弔費	100,000	-	100,000
諸会費	20,000	-	20,000
支払利息	-	-	-
広告宣伝費	2,500	-	2,500
リース料	-	125,000	△ 125,000
新聞図書費	-	6,250	△ 6,250
表彰費	12,500	-	12,500
支払手数料	6,250	12,500	△ 6,250
雑費	62,500	231,775	△ 169,275
<b>経常費用計</b>	<b>52,485,815</b>	<b>53,439,012</b>	<b>△ 953,197</b>
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,086,915	△ 5,215,812	3,128,897
基本財産評価損益等	-	-	-
特定資産評価損益等	-	-	-
投資有価証券評価損益等	-	-	-
評価損益等計	-	-	-
<b>当期経常増減額</b>	<b>△ 2,086,915</b>	<b>△ 5,215,812</b>	<b>3,128,897</b>
<b>ii. 経常外増減の部</b>			
(i) 経常外収益			
経常外収益計	-	-	-
(ii) 経常外費用			
法人税及び住民税	70,000	300,000	△ 230,000
<b>経常外費用計</b>	<b>70,000</b>	<b>300,000</b>	<b>△ 230,000</b>
<b>当期経常外増減額</b>	<b>△ 70,000</b>	<b>△ 300,000</b>	<b>230,000</b>
他会計振替額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	△ 2,156,915	△ 5,515,812	3,358,897
一般正味財産期首残高	24,105,980	29,621,792	△ 5,515,812
一般正味財産期末残高	21,949,065	24,105,980	△ 2,156,915
<b>II 指定正味財産の部</b>			
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	-	-	-
指定正味財産期末残高	-	-	-
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>21,949,065</b>	<b>24,105,980</b>	<b>△ 2,156,915</b>

## ◆公益社団法人本郷法人会 会費改定のお知らせ (重要)

(平成25年4月より実施)

平成21年5月の総会で、ご承認いただいておりますが、平成25年4月から実施させていただきますことになりました。

大変経済情勢の厳しい折ではございますが、今後、公益社団法人として、より一層、公益事業を推進して参りますので、なにとぞ、ご理解ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、会費は全額損金になります。

## ◆会費一覧

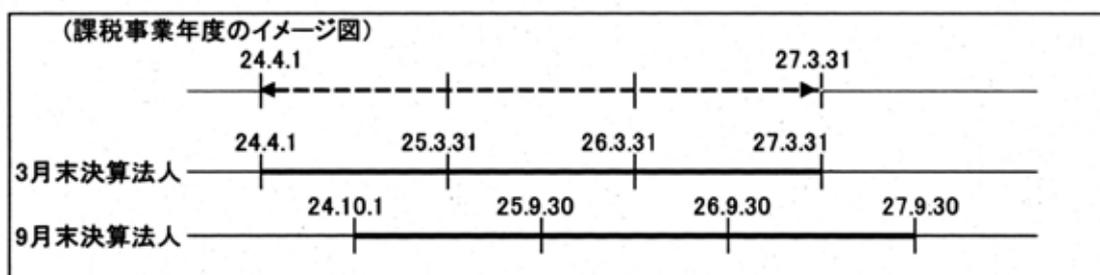
区分	資本金別	年会費(月額)
1	400万円未満	<b>9,600</b> (800)円
2	400万円以上	<b>12,000</b> (1,000)円
3	1,000万円	<b>18,000</b> (1,500)円
4	1,000万円超	<b>24,000</b> (2,000)円
5	2,000万円以上	<b>36,000</b> (3,000)円
6	3,000万円以上	<b>48,000</b> (4,000)円
7	4,000万円以上	<b>60,000</b> (5,000)円
8	5,000万円以上	<b>66,000</b> (5,500)円
9	1億円以上	<b>72,000</b> (6,000)円
10	会員の子会社	<b>6,000</b> (500)円
11	支店・営業所、公益法人、 協同組合、各種団体	<b>12,000</b> (1,000)円
12	賛助会員	<b>12,000</b> (1,000)円

注1. 会費は年会費であり、納入した会費は原則として返還しない。  
注2. 資本金が変更になった場合は、その翌年度から新会費を適用する。

平成24年4月1日から3年以内に開始する事業年度について、課税標準法人税額がある場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要があります。

平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」において、各課税事業年度の課税標準法人税額の10%を乗じて計算する復興特別法人税が創設されました。

これに伴い、法人は原則として、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（課税事業年度）について、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内（法人税申告期限と同時）に、税務署長に対し、復興特別法人税申告書を提出しなければなりません。



※ 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に設立した法人や、同期間に事業年度を変更した法人等につきましては、特例があります。

各課税事業年度の課税標準法人税額は、一定の場合を除き、各課税事業年度の基準法人税額とされており、法人税申告書別表一（一）を使用する法人の場合、基準法人税額は、次の算式により計算した金額となります。

$$\text{基準法人税額} = \text{別表一（一）「2」欄} - \text{別表一（一）「3」欄} + \text{別表一（一）「5」欄}$$

なお、上記の課税事業年度であっても、課税標準である課税標準法人税額がない場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要はありません。

ただし、課税標準法人税額がない場合においても、復興特別所得税の額は、復興特別法人税の額から控除することとされていますので、控除しきれない復興特別所得税の額がある場合には、復興特別法人税申告書を提出することにより、還付を受けることができます。

◎ 「復興特別法人税のあらまし」につきましては、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))に掲載してあります。

## 中小企業者向け省エネ促進税制

### LED照明器具が対象設備に追加されます

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の推進の一環として行う省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の取得を税制面から支援するため、法人事業税・個人事業税を減免しています。

平成24年7月1日に、中小企業者向け省エネ促進税制の対象設備（導入推奨機器）としてLED照明器具の指定が開始されます。LED照明器具は、**平成24年7月1日以後取得し、減免申請期限までに指定を受けたものが対象となります。**

なお、LEDのランプ交換は対象となりません。

※指定を受けた導入推奨機器は、環境局のホームページで公表します。

#### 【法人事業税の減免制度の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者* *資本金1億円以下の法人等
対象設備	次の要件を満たすもの ①温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの ②省エネルギー設備*及び再生可能エネルギー設備**（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの *空調設備、照明設備、小型ボイラー設備 **太陽光発電システム、太陽熱利用システム
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1を限度 ※減免しきれなかった額は、翌事業年度等の事業税額から減免可
対象期間	平成22年3月31日から平成27年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の申告納付期限（申告期限の延長承認を受けている場合は、延長後の申告期限）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

※ 個人事業税にも同様の減免制度がありますが、**対象期間等が異なります**。個人事業税は、前年の所得に対して翌年度に課税されますので、平成24年中に対象設備を設置した場合、**平成25年度の課税分から減免の対象となります。**

#### ◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京都〉環境減税について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

申請の際には環境局ホームページで導入推奨機器などの最新情報をご確認の上、必要書類を添付して申請してください。

#### 【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
  - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税係） 03-5388-2963
  - ・主税局課税部課税指導課（個人事業税係） 03-5388-2969
  - ・千代田都税事務所の各税目担当係 03-3252-7141

- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること

「地球温暖化対策報告書制度ヘルプデスク」「導入推奨機器申請窓口」 03-5388-3408

# 事務局だより

## 新会員の紹介

法人名	住所	業種	電話
ダイセーホールディングス(株)	本駒込5-28-7		5832-5301
(株)もりやの杜	本駒込5-1-4-7F	看護施設サービス / トレーニング	3944-2462
アドレ・コーポレーション(株)	本郷3-2-2-1F	不動産業	3868-2633
社会保険労務士法人 グリーン	湯島3-27-11	社会保険労務士業	3836-0260
(株)藝華書院	本郷1-35-27	出版	5842-3815
(有)エース・プロダクション	本郷2-17-2-4F	写植・製版業	5684-5071
ツイン・メディカル(株)	本郷2-17-5	医療器機販売業	5804-0256
(株)F・D・O	本郷2-27-16-2F	貴金属製品の製造販売	3812-8881
データライブ(株)	本郷2-38-4	小売業	5684-5412
スモールインベスト(株)	湯島3-8-9	投資顧問業	5817-0120
(有)ゲン・プランニング	湯島3-21-4	内装工事業	5688-0798
(株)ワイツー	本郷3-24-17-3F	ソフトウェア開発	6807-0090
三友貿易(株)	湯島3-23-8	貿易業	3833-3281
東京都家具健康保険組合	湯島3-24-5	公法人	3833-6161
センチュリー(株)	千駄木1-23-6	警備業	3822-3211
(有)ラ・スタージュ	千駄木3-37-17-104	婦人服販売	3827-1850
(株)環境工学研究所	千駄木2-33-7-4F	コンサルタント業	6638-6998

## お知らせ

毎年、9月に実施しておりました、(財)全日本労働福祉協会による生活習慣病検診は会場の都合により10月2日・3日・4日に変更になりました。8月に入りましたら会員皆様にご案内を差し上げます。

## 編集後記

暑中御見舞い申し上げます。今年も節電の夏を迎えました。会社やご家庭でいろいろ御苦労が多いでしょうが、なんとか夏を乗り切ってください。東日本大震災から一年四ヵ月たちましたが、依然として被災地ではガレキの処分を手間取り、その量は石巻・東松島・女川だけでも312万トン、宮城県全体で1154万トンにも及ぶとのこと。石巻だけでも二千人を超える犠牲者を出した津波の跡を見るにつけ、自然の破壊力への恐れを改めて感じさせられました。犠牲者のご冥福をお祈りすると共に一日も早い復旧・復興を願っております。  
森田俊介 記

## 私も入会しました

### 我社の一言PR

- 会社名=IDA保険事務所募集代理店
- 代表者=井田 政美
- 所在地=〒332-0031 埼玉県川口市青木5-9-32-101
- TEL:048-229-1787 FAX:048-229-1787

企業がリスクを回避するということは、その時の特別損失を利益でカバーするということです。企業保険は、その目的となる含み損を有するものでなければ意味がありません。弊社では、企業が考える保険のあり方について無料でご相談承ります。ぜひともご用命下さい。

■平成24年7月号 (No.445) 発行所 公益社団法人 本郷法人会 発行人 広報委員長 森田俊介  
〒113-0033 文京区本郷3-26-8 数寄屋ビル2階 電話 (3812) 0595 FAX (3815) 2401

# 会社と社員の 明日の安心 一歩先へ



## 退職金制度の確立で

従業員の確保・定着化と勤労意欲の向上に寄与します。

### 制度の 特色

- 東京都所在の事業所であれば、その従業員を加入させることができます。
- 毎月の掛金支払で、将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。
- 毎月の掛金は、全額が損金または必要経費に算入できます。
- 掛金は、従業員1人につき1口1,000円で最高30口まで任意に設定できます。

### 加入者の声

#### ① (杉並区 A様)

私の会社が制度に加入して12年になります。社員も7名おります。不景気の影響で経営は厳しいですが、毎月少しずつ積み立てることができる退職金制度のお陰で、従業員にも安心して仕事をしてもらっています。大切な従業員のためにも、これからも継続していきたいと思っています。

#### ② (大田区 B様)

社長に言われて特退共を導入して23年になります。総務担当者として、日々資金繰りや人事管理に苦労していますが、従業員の労働環境を守っていくことの大切さを痛感しています。でも、特退共に加入していることで、その一端は実現できていると思います。

#### ③ (多摩市 C様)

私どもの会社では、今年、定年退職を迎える社員が3人おります。一度に多額の退職金を支払うのは難しい面がありますが、特退共に加入していたお陰で、資金繰りの心配もなく退職金を支払うことができます。長く支えてくれた社員への感謝の気持ちがこの退職金です。

《資料請求・お問合せは》

**TTK** 財団 東法連特定退職金共済会  
法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4 全法連会館  
TEL.03-3357-1641 FAX.03-3357-1642  
<http://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp>

**R100**

古紙配合率100%再生紙  
を使用しています。

